

【資料5】

中山間地域等直接支払制度 最終評価【概要版】

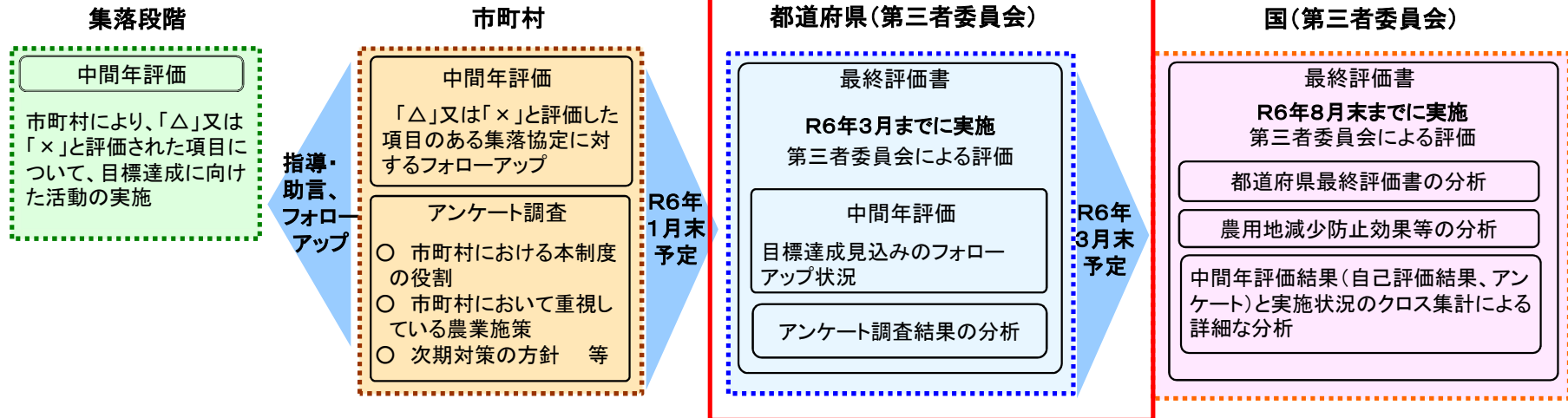
埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

第5期対策における最終評価の体系とスケジュール

最終評価の目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

最終評価の体系



評価スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		・中間年評価の手法・内容の検討	・市町村による協定の評価 ・アンケート調査 ・事例収集 ・統計データによる効果分析 ・各結果の分析	・最終評価の手法・内容の検討	・最終評価の実施 ・結果の分析 ・次期対策の検討
第三者委員会	▲ 7月	▲ 11月 ▲ 3月	▲ 10月 ▲ 3月	▲ 6月 ▲ 8月 ▲ 12月	▲ 6月(予定) ▲ 8月(予定)
				中間年評価	最終評価

最終評価について

最終評価の目的

中間年評価時に取り組みが不十分と評価された協定（市町村評価として「△」「×」がついた協定）に対する市町村によるフォローアップ状況を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するとともに、次期対策に向けた市町村の考え方や方針等を把握する。

評価の流れ

市町村段階

○中間年評価において取組が不十分と評価された協定のフォローアップ状況調査回答

- ・取組が不十分な協定に対するフォローアップ状況
- ・改善が図られていない場合の対応方針

○次期対策に向けた考え・方針等に関するアンケート調査回答

- ・市町村が10年後を見据え重点的に実施すべきと考える中山間地域の農業・農村振興対策
- ・次期対策に向けた市町村の考え

県段階

県最終評価書の作成

○中間年評価以降の市町村のフォローアップ結果を踏まえた今期の事業の事業実施見込みに係る評価・検討

中間年評価時に取組が不十分と評価された協定に対するフォローアップ状況を踏まえた事業実施見込みに係る検討

○市町村アンケート調査結果についての分析・検討

市町村アンケート調査結果に係る分析・検討

国段階

○都道府県最終評価書の分析

○本制度による農用地の減少防止効果等を分析した定量的評価

○実施状況評価と中間年評価の組替集計による分析結果等を踏まえた本制度の最終評価

I 中間年評価において取組が不十分と評価された協定に対するフォローアップ結果

(最終評価)

本県では、「1 集落マスタープランに係る活動」「2 農業生産活動等として取り組むべき事項」「3 集落戦略の作成状況（1）集落戦略の作成状況）」「4 加算措置の目標の達成状況」については、中間年評価時に取組が不十分（「△」「×」）と評価された協定はない。

3 集落戦略の作成状況

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果	最終評価における改善状況					
	①改善済 み	②改善の 見込みあ り	③改善の見込みなし			
			交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)		
△と評価した協定数	13	5	※ 8	0	0	0
×と評価した協定数	3	3	0	0	0	0
合計	16	8	8	0	0	0

【中間年評価基準】

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×：最終年においても活動の実施が困難

※8 協定とも令和6年3月までの地図作成を見込んでいる

中間年評価で「△」と評価された協定のうち5協定は、地図作成済みであり、残り8協定では今年度内の地図の作成が見込まれている。

また、中間年評価で「×」と評価された3協定は、既に地図作成済みであることから、市町村のフォローアップにより、集落戦略の話し合いに用いる地図の作成が順調に進んでいると評価できる。

Ⅱ 次期対策に向けた市町村アンケート調査結果

1 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。
(回答市町村数：12 複数回答)

項目	順位	①現在（市町村数）						②10年後（市町村数）					
		1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計
ア 農業の担い手を確保するための支援		9	3				12	9	1	1		1	12
イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援			4	2	1		7		3	1	1	1	6
ウ サービス事業者のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援			1	1			2			1			1
エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援				1	3		4				2		2
オ 農業基盤整備への支援		1					1	1					1
カ 畑地転換への支援													
キ 鳥獣害対策に対する支援		2	1	2	1	3	9		4	1		3	8
ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援					1	1	2						
ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援						1	1				1		1
コ スマート農業実用化への支援												1	1
サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援				1		1	2			1			1
シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援					2	1	3		1		2	1	4
ス 地域外からの定住者等を確保するための支援			2		3		5	1	1	1	2		5
セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援						2	2				1		1
ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援			1	2	1	1	5		1	2	2	2	7
タ 地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）に対する支援				2		2	4	1	1	3		3	8
チ 集落協定の広域化や統合に対する支援										1			1
ツ その他				1			1				1		1

市町村の見解としては、現在も将来も、重点を置いて実施する必要がある対策は、「農業の担い手を確保するための支援」や「鳥獣害対策に対する支援」が多い。また、今後必要となる対策として「地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援」などが重要視されている。県としても、市町村や関係団体等と連携して取組を推進していくべき課題のひとつと考えている。

2①-1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか。
 (傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答) (回答市町村数：11市町村)

(1) 回答

	市町村数
ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい	4
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	3
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい	1
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	3

(2) 回答理由

ア	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は共同活動の継続に大きく貢献しており、耕作を継続する見込みが不安視される農地を守っていくには重要な制度と考える ・町内における遊休農地が増えている現状に鑑み、制度上対象となる農地である以上は守っていききたい。 ・耕作が出来なくなってしまった農地も草刈を行う担い手に利用してもらおう等の活用をしていくため。 ・耕作が継続されないと、維持管理も難しくなってしまうと考えるため。
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の継続の可能性があれば維持していく事が望ましい。 ・耕作農地が減少するなかで、耕作の継続が見込める農地については、耕作が継続されるよう支援する必要があるため。 ・各集落協定の意向を確認した上で耕作条件の状況に関わらず耕作が継続される見込みがあれば、町としても本制度により守っていききたい。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域という不利な環境であるため、優先度をつけ保全していくことが重要であるため。
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部の耕作条件の悪い農地は、斜面であったり、鳥獣害被害が甚大である。また、担い手不足により耕作の見込みのない農地が今後増加すると思われる。耕作できる農地を守っていくことが得策であると考え。 ・農業者の減少・高齢化が深刻で担い手もいない農地が多いため、条件を絞っていかないと協定自体の継続が難しくなってしまうと思われるため。 ・将来性を考えた結果。

遊休農地が増えている現状などを踏まえ、対象農用地は全て守っていききたいという回答と、担い手が不足する中、耕作の見込がある土地に絞るべきとの回答がほぼ同数となっている。本制度とその他の農業の担い手の確保や遊休農地解消対策を併用して進めていくことで中山間地域の農地を維持していく必要がある。

2②-1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか。(回答市町村数：11市町村)

	市町村数
ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する	1
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する	2
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する	7
エ 小さな協定は無い	1

2②-2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか。(回答市町村数：11市町村)

【最小の協定農地面積】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 1ha以上、2ha未満	4	5
イ 2ha以上、5ha未満	3	2
ウ 5ha以上、10ha未満	3	3
エ 10ha以上、15ha未満	1	1
オ 15ha以上		

【最小の参加農家数】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 2戸		
イ 3～4戸		1
ウ 5～9戸	5	4
エ 10～14戸	2	3
オ 15戸以上	4	3

小規模協定の今後の活動継続については、「統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援する。」という回答が一番多くなっている。また、現状のまま10年後も集落協定に必要な協定農地面積と参加農家数は、ほぼ同じ規模と認識している回答が多い。

本県の集落協定の1割が、現在、参加農家数10戸未満で活動しているが、これらの協定は参加農家数が減少した場合に活動継続が困難となることが予測されるため、選択肢のひとつとして、集落戦略等を活用し、協定の広域化や周辺協定との連携も視野に入れることができるよう市町村に情報提供や事例の紹介を行っていく。

2③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか。（※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うこと）（回答市町村数：11市町村）

	市町村数
ア 協定への事務支援を負担に感じていない	1
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携(事務の共通化)を推進し、事務負担を軽減したい	1
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい	1
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない	6
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない	2

【参考：県所見で国に要望した事項（中間年評価から抜粋）】

本制度の改善点として、12市町村中10市町村が「事務負担の軽減」に回答、8市町村が「集落戦略の内容の簡素化」に回答しており、県としても改善を要する事項と考える。また、協定参加者の年齢構成を考えると、4市町村が回答した「協定活動期間（5年間）の緩和」についても、期間の短縮を検討するべきと考える。

【参考：第3三者機関の意見（中間年評価から抜粋）】

本制度は、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持には効果があると考えますが、集落機能を本制度によって維持することは難しい状況になってきていると考える。本制度は今後も必要な制度であると考えますが、本制度に乗れない集落を支えるための別の仕組みが求められている時期に来ていると考える。

11市町村中8市町村が、これまでどおりの事務支援が困難であると回答し、うち6市町村が負担軽減策が思いつかないと回答している。本県の中間年評価においても、市町村の8割以上が、事務軽減を求めており、本制度の事務の簡素化は重要な改善事項であるため、県から国へ改善を要する事項として報告したところである。今後、国による制度改正の動向を注視していきたい。

2④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか (回答市町村数：11市町村 複数回答)

	市町村数
ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する	2
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	4
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	2
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する	4
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	3
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	2
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	2
ケ その他（市町村が各集落に対して事務等の負担軽減のため支援しているが、今後さらに少子高齢化していくことが予想されるため、制度自体の事務や要件の緩和を求める。）	1

回答をみると、集落協定の統合よりは、周辺集落との連携や非農業者との連携推進と考えている市町村が多い。活動継続が困難となっている集落協定に対しては、市町村を通じて、周辺集落との共同作業実施に向けた働きかけを行ったり、本制度の加算措置の取組等の推進により、地域内外の非農業者による農地保全活動等への参画を図る必要があり、県としても情報提供や事例の紹介など、必要な支援を行っていく。